

各国土木学会の倫理規定に関する研究

0417111 渡邊 基央
指導教員 皆川 勝

1. はじめに

市民の生活に直接的に影響する土木構造物を建設する我々土木技術者は、コンプライアンス（法令遵守）を尊重し、倫理観に基づいて行動しなければならない。市民は自分たちが利用し、直接自分たちの生活に影響してくる土木施設の安全性が脅かされないように興味・関心を示すため、我々は常に市民から監視されているという意識を持つ必要がある。近年、建設会社などの不祥事や談合事件が多く報道されているが、これらの不祥事や談合などは倫理感の欠如から起こっていると考えられる。そこで、本研究では各国の技術者の団体である土木学会における倫理規定を調査し、比較することで、表現方法の違いからどれだけ読み手側の捉え方が異なってくるのかを検討した。

2. 我が国の土木学会の倫理規定¹⁾

技術者倫理とは、人間としての行動規範である一般倫理ではなく、専門職業家としての技術の判断と行為の規範となるものである。我が国の土木学会（Japan Society of Civil Engineers：以下、JSCEと記述する。）では、倫理綱領策定の重要性を早い段階から認識し、1938年に「土木技術者の信条及び実践要項」を条文化した。これは日本の技術系学協会に中ではもっとも先駆的な倫理綱領であった。後の1999年、会員相互の交流、学術・技術の進歩への貢献と並んで、社会に対する直接的な貢献を土木学会が果たすべき重要な役割と位置づけ、「土木技術者の倫理規定」を制定した。

3. 主要各国の土木学会の倫理規定²⁾との比較

本研究において、我が国の倫理規定と他の国の倫理規定にどのような表現の差があるのか、またその表現方法の差によって読み手側の技術者によってどう捉えられるのかを探るため、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシアの土木学会の倫理規定を調査、翻訳し、JSCEのそれと比較した。これら各国の倫理規定の調査結果の比較を、表-1にまとめた。これら各国の調査の結果、それぞれの国によって内容、書かれ方が異なり、規定するレベルも各国で様々であった。アメリカ・イギリスの規定では、JSCEと同様に「Sustainable Development」すなわち、「持続可能な発展」といった言葉を用い、抜粋ではあるが、「雇用者に忠実に行動する」、「大衆の安全・健康・福利を尊重する」、「その能力の範囲内でのみ職務を行う」、といった項目が挙げられている。オーストラリアの規定にはほぼ日本と同様の内容が書かれており、私見ではあるが、他の国に比べると比較的平易な文章で簡潔にまとめ上げられた印象を受けた。ニュージーランドの規定は、きわめて詳細に規定され、その内容もJSCEの規定よりも細かく具体的であった。また、英語ならではの表現方法として、助動詞の“Shall”や“Will”という単語を用いて記述されていた。これらの助動詞を用いることで、“Must”や“Have to”といった強い口調での表現を避けて、読み手側が受け入れやす

くしているのだと考えられる。特に、助動詞“Shall”を用いている国が多く、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシアがこの表現を用いていた。これが日本のそれに対してどのような捉え方をされるのか、という点は注目するに値する。

JSCEにのみ記述されたものは、「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」という言葉であった。特にこの「美しい国土」という言葉は他国にはなく、日本独特の文化から生まれた

表-1. 各国の倫理規定の相違

	日本	アメリカ	イギリス	オーストラリア	ニュージーランド
大衆の安全と福利・健康を尊重する	○	○	○	○	○
名誉・尊厳を持って行動する	○	○	○	○	○
人類の持続可能な発展を目指す	○	○	×	×	○
公式声明を正しく、公正に発表する	○	○	×	○	×
技術者はその能力の範囲内でのみ行動する	○	○	○	○	○
雇用者に忠実で誠実に行動する	○	○	×	○	○
伝統技術を尊重し、先端技術の開発に努める	○	×	△	△	×
自らの経験を生かし、人材の教育に努める	○	○	○	△	×
自然および地球環境の保全と活用を図る	○	○	△	×	○

言葉だと感じた。JSCE には見られなかった表現を挙げると、「Reasonable steps」という言葉が三カ国で用いられていた。「理にかなった手段」という意味だが、「理にかなっていること」＝「倫理的に正しい行為」を指していると考えられる。ニュージーランドでは積極的にこの表現を用いている他、オーストラリア、イギリスでも用いられている。

4. JSCE の倫理規定の改定私案

規定された内容の詳しさは各国によって異なる。イギリス、オーストラリアの規定は短く、文章量も少なかったためか、日本とアメリカにほぼ規定されている項目で、これら2国の規定に含まれないものが多かった。

日本の倫理規定は他国のそれに比べ、多くの観点で網羅的に規定されていることが分かる。しかし、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカではこれらの項目の後に、更に現実的で細かい項目がいくつも存在した。今後 JSCE の倫理規定を改良するとすれば、できるだけ抽象的な表現を避け、これらの国々のように更に現実的な内容を追加することが良いと考える。そこで本研究では、改定私案として各規定を更に細かく現実的な項目を付け足すことで、読み手側がイメージしやすいように規定することを提案する。

『1. 「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」をつくり、改善し、維持するためにその技術を活用し、品位と名誉を重んじ、知徳をもって社会に貢献する。』

という JSCE の項目があるが、これを以下のように改める。

『1. 「美しい国土」、「安全にして安心できる生活」、「豊かな社会」をつくり、改善し、維持するためにその技術を活用し、品位と名誉を重んじ、知徳をもって社会に貢献するよう努める。

- 1) 日本の美しい国土、地球における資源の持続可能な管理のために、あらゆる理にかなった手段を講じる。
- 2) 大衆の安全と幸福を優先し、安全で安心できる生活を提供するために、その技術的活動をもってこれを請願し、もてる知識と専門技術を活かすよう尽力する。
- 3) 人々が安全にかつ便利な生活を営める豊かな社会を目指し、職務を全うするように努力する。』

『3. 日本固有の文化に根ざした伝統技術を尊重し、先端技術の開発研究に努め、国際交流を進展させ、相互の文化を深く理解し、人類の福利高揚と安全を図る。』 これを以下のように改める。

『3. 日本固有の文化に・・・人類の福利高揚と安全を図るための努力を惜しまない。

- 1) 我が国における建築様式、伝統技術を重んじ、かつ現在と未来の世代にその伝統を継承し、発展させるように努める。
- 2) 国際交流の発展に尽力し、各国の専門技術・先端技術を積極的に取り入れ、相互の文化を深く理解すると共に自らも独自に技術の開発研究に勤む。
- 3) 技術者は、生命を保護し、人類の安全を図り、直接または間接的に土木事業等の活動によって生じ得る犠牲、怪我、または苦痛などのリスクを最小限に抑えるよう、倫理的な手段が取られるように尽力する。』

『6. 長期性、大規模性、不可逆性を有する土木事業を遂行するため、地球の持続的発展や人々の安全、福祉、健康に関する情報は公開する。』 これを以下のように改める。

『6. 長期性、大規模性、不可逆性を有する・・・情報は公開するよう努める。

- 1) 技術者は、地球における資源、環境の持続可能な管理を図り、尊重し、これを保護すべきである。
- 2) 技術者は、長期性、大規模性、不可逆性を有する土木事業等の活動や、建設、製造に関わる潜在的危険性を最小限に留めるよう努める。
- 3) 雇い主やクライアントの同意を得ずに、その技術や仕事上の機密情報を漏らさないように留意し、公衆の安全、福祉、健康に関する情報は公開するよう努める。』

このような項目を我が国の倫理規定に加えることで、より良い倫理規定になるのではと考える。なお、これらの表現においては、英文における“Shall”に相当する表現を用いて記述した。

[参考文献]

- 1) (社)土木学会、技術は人なりープロフェッショナルと技術者倫理ー、2005.9.20
- 2) 各国の土木学会ホームページを参照
- 3) 藤井 聡: 政府に対する国民の信頼ー大義ある公共事業による信頼の醸成ー、土木学会論文集、807/IV-70, pp. 29-41, 2006